

書類限定検査実施要領

令和7年6月1日制定

1 趣旨

本要領は、広島県土木建築局（営繕課を除く。）が発注する建設工事において、工事検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認を防止するとともに、受発注者間の説明用資料等の書類削減を行うことで、工事検査の効率化と受注者の負担軽減を図るため、「書類限定検査」の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 対象

広島県土木工事共通仕様書を適用する建設工事のうち、次に該当する建設工事を対象とする。

ただし、「低入札価格調査対象工事」、「重点監督対象工事」及び「監督職員から打合せ簿等による改善指示が発出された工事」は対象外とする。

- (1) 成績評定対象外とする建設工事
- (2) 最終請負代金額2千万円未満の成績評定対象とする建設工事

3 実施内容

検査員は、検査時に次のとおり工事書類を限定して検査を行う。

検査項目	成績評定対象外とする建設工事	最終請負代金額2千万円未満の成績評定対象とする建設工事
工事実施状況	① 施工計画書 ② 施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③ 工事打合せ簿 （協議、承諾、提出）	① 施工計画書 ② 施工体制台帳 （下請引取検査書類を含む） ③ 工事打合せ簿 （協議、承諾、提出） ④ 監督段階におけるチェックシート ⑤ 立会人等の評定結果 上記①～⑤を確認し、工事成績評定に反映する。
出来形、品質、出来ばえ	④ 品質規格証明書 ⑤ 出来形管理図表 ⑥ 品質管理図表 ⑦ 工事写真	⑥ 品質規格証明書 ⑦ 出来形管理図表 ⑧ 品質管理図表 ⑨ 工事写真 ⑩ 土木工事成績評定基準の評価対象項目の確認に必要な書類 上記⑥～⑩を確認し、工事成績評定に反映する。
	土木工事検査技術基準に基づき契約図書等と現地を照合して確認する	同左

4 実施内容あたっの留意事項等

- (1) 上記3の「品質規格証明書」とは、広島県土木工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節「工事材料の品質」の1.一般事項で定める「工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等」をいう。
- (2) 限定した工事書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。
- (3) 工事中情報共有システムにより交わした工事関係書類（工事打合せ簿など）は、紙で印刷し準備する必要はない。
- (4) 立会人及び総括監督員は、土木工事成績評定基準に基づき評定を行う。

5 実施方法

- (1) 特記仕様書（共通事項）に対象工事である旨を記載する。なお、契約後、対象外となる事情（改善指示が発出された等）が生じた場合は、その旨を工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (2) 特別な事情により上記3の書類以外を確認する必要がある場合は、検査日までに工事打合せ簿により受注者に通知する。
- (3) 監督職員は、「監督段階におけるチェックシート」を検査時に、検査員へ提供し、必要に応じチェック内容を説明する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。